

平成26年第3回七戸町議会定例会 会議録（第3号）

平成26年9月11日（木） 午前10時00分 開会

○議事日程

- 日程第 1 議案第57号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第58号 七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第59号 七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第60号 七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第61号 七戸町児童センター設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第62号 七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第63号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 8 議案第49号 平成26年度七戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第50号 平成26年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第51号 平成26年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第52号 平成26年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第53号 平成26年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第54号 平成26年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第55号 平成26年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 〔 決算審査特別委員会審査報告
議案第56号 平成25年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について 〕
- 日程第16 報告第23号 平成25年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第17 陳情第 4号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第18 発議第 2号 軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正を求める

意見書の提出について

追加日程第 1 議案第 6 4 号 町道路線の廃止について

追加日程第 2 議案第 6 5 号 町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議 長	1 6 番	白 石	洋 君	副議長	1 5 番	天 間	清太郎 君
	1 番	市 川	清 悦 君		2 番	岡 村	茂 雄 君
	3 番	附 田	俊 仁 君		4 番	佐々木	寿 夫 君
	5 番	瀬 川	左 一 君		6 番	盛 田	恵津子 君
	7 番	田 嶋	弘 一 君		8 番	田 嶋	輝 雄 君
	9 番	三 上	正 二 君		1 0 番	松 本	祐 一 君
	1 1 番	二ツ森	圭 吉 君		1 2 番	工 藤	耕 一 君
	1 3 番	田 島	政 義 君		1 4 番	中 村	正 彦 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又	勉 君	副 町 長	似 鳥	和 彦 君	
総 務 課 長	瀬 川	勇 一 君	支 所 長	山 谷	栄 作 君	
企画調整課長	高 坂	信 一 君	(兼庶務課長)	財 政 課 長	天 間	孝 栄 君
会計管理者	木 村	正 光 君	税 務 課 長	原 田	秋 夫 君	
(兼会計課長)			社会生活課長	田 嶋	史 洋 君	
町 民 課 長	町 屋	均 君	(兼城南児童館長)	商工観光課長	田 嶋	邦 貴 君
健康福祉課長	澤 田	康 曜 君	建 設 課 長	米 田	春 彦 君	
農 林 課 長	鳥谷部	昇 君	教育委員会委員長	附 田	道 大 君	
上下水道課長	加 藤	司 君	学 務 課 長	田 中	順 一 君	
教 育 長	神	龍 子 君				
生涯学習課長						
(兼中央公民館長・	中 野	昭 弘 君	世界遺産対策室長	小 山	彦 逸 君	
南公民館長・						
中央図書館長)	高 田	武 志 君	農業委員会事務局長	高 田	浩 一 君	
農業委員会会長	野 田	幸 子 君	監査委員事務局長	八 幡	博 光 君	
代表監査委員						

選挙管理委員会委員長 古屋敷 満 君 選挙管理委員会事務局長 町 屋 均 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 八 幡 博 光 君 事務局総括主幹 古屋敷 博 君

○会議録署名議員

7 番 田 嶋 弘 一 君 8 番 田 嶋 輝 雄 君

○会議を傍聴した者（３名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（白石 洋君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。したがって、平成26年第3回七戸町議会定例会は成立をいたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。これより、9月3日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 議案第57号

○議長（白石 洋君） 日程第1 議案第57号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 子ども・子育て支援法によってこれが改正されるわけですが、私がこの改正の中で幾つかお伺いしたい点があります。

まず一つは、業者がこれから保育事業などに参入していくわけですが、そういう場合に町と保護者と業者の関係が今後どういうふうに変化していくのか、あるいは町民にとって利用料金がどうなるのかと、その辺についてお伺いいたします。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） それでは、お答えいたします。

今現在は、利用者、保護者と町が契約いたしまして、利用料を徴収してございます。来年4月から子ども・子育て支援法の新制度が本格的にスタートいたしますが、認定子ども園とかに移行した場合は、今度は保護者とその認定子ども園のほうに契約いたしまして、利用料を納めると。今までは町に納めていたのが直接契約になるということになります。

利用料金においては、今のところ大きな差はないと思ってございます。利用料金が高い安いか近隣町村も見きわめて、利用料金については考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 今までは保育所などの利用でも、町が料金の徴収とか、町に申し込んでやるということで、今度これからは保護者と業者が直接契約するということになるのですが、私は、子ども・子育て支援法の成立を受けて、いろいろ危惧していることがあるのですが、その中の一つが、今話をしたような契約によって子育て支援にかかわる町の責任というのは、かなり薄くなるのではないかという感じはするのですが、その辺につ

いてはどうですか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

入所をするための判定は町がやります。そこで、今までの保育園がどうのこうのということではなくて、基準的には町が判定しますので、その辺のところは今までとそんなに変わらないと思います。

○議長（白石 洋君） 4 番。

○4 番（佐々木寿夫君） 町の態度が子供を育てる、この辺について、きちんとした当事者能力を発揮すべきだと考えます。例えば、この法律の第7条などを見ると、例えばあっせん、調整及び要請に対する協力ということで、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により町が行うあっせん要請に対し、できる限り協力しなければならないというふうな文言があるのですが、これは実際の法第42条ではできる限りということではなくて、町が行うあっせん及び要請に対しては、協力しなければならないという完全な義務規定になっているのですよね。だから、この義務規定になっているこういう町の責任というものを明確にしているこの辺については、これからも今までのとおり子育て支援、保育ということについての町の責任をきちんと果たしていただきたいということを要望して終わります。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第58号

○議長（白石 洋君） 日程第2 議案第58号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4 番。

○4番（佐々木寿夫君） この条例の中で例えば、第23条の2家庭的保育者というところについて、私は、町長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、こういう文言があるのですが、家庭的保育者という人は、やっぱり保育士の資格を持っていないと、やることは危惧されるのですよね。それで、保育のサービスの質を落とさないということで非常に細かい決まりがあるのですが、一番根本的なところで、この保育士の資格がない人がやることができる、もちろん研修を受けてということになるのですが、この辺について見解をお願いします。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

これは来年から子ども・子育て支援の新制度に伴って提案するものでございまして、今現在は、町長が行う研修というものは現在ございません。今後も、来年度以降についても一応考えはいたしておりますが、青森県のほうでは、平成27年4月以降にこういうものをやる予定ということで、県のほうも同じ形で進むものと思います。

それで、保育士または同等以上ということで、その研修を受けて資格同等ということでやることになります。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 家庭的保育事業というのは、まず子供を預かって小規模の施設で子供を育てることになるのですが、やっぱり保育士の資格などは必要だと思います。だからこの文言を変えるということじゃなくて、そういうふうな資格を町長なりがきちんと認定する必要があると、そういう仕組みをつくる必要があるのではないかと考えています。

以上、これも要望で終わります。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） 第16条の（4）なのですが、ここにある乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた、食事の提供ということで、ここでアレルギーとかアトピーということで食事の提供方法を変えるとあるのですが、町長が村長時代に子供に安心安全ということで、有機栽培ということで学校給食に使われているのですが、小学校に入ってからそういう指導は可能だと。ところが乳幼児のときは食というものに関して、母親たちにどういう食事がいいのかということを私が知っている範囲では妊婦のときに親の食べ物が全部、よい物、悪い物、子供に影響するというふうに教わっているのですが、その乳幼児から6歳児までのことについて、安心安全という形で指導をなされているでしょうか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

今現在は、七戸町には6保育園がございまして、この辺の資料については今手元にはございませんので、後程調査して御回答いたします。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） 先ほど申したとおり、町長がもう少し今度は年齢層を下げて、乳幼児からどういう食事療法をしたらいいのか、どういうものをとということで地産地消、地元のを食べると、いわば外国産業という形でいろいろなものを食べて、いろいろな病気があります。国でも我が町でも、青森県でも、安心安全ということでうたっていますので、学校給食だけでなく乳幼児のほうの指導も徹底、また、地産地消という形で使っていただくことによって、こういうアレルギーとかアトピーが我が町からなくなるような体制づくりをすると、意外とそういう時代を我が町でつくっていくほうが、もっと私はいいかと思うのですけれども、そういう方向性を町長は考えていますか。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

乳幼児の期間というのは体の一番もとをつくる大事な時期ということで、それぞれの保育園ではそういった配慮はされていると思いますが、残念ながら今まではそれについては、こちらで余り調査することがなかったわけです。今おっしゃるとおり、当然必要なことであると思いますので、調査をして地場産の安全なものを食べていただくと、そういうふうなことで努力していきたいと思います。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

3番。

○3番（附田俊仁君） 同じところのアトピーアレルギーのことについてなんですが、アトピーアレルギーがこれから未来にわたってなくなること、減らすことができるのかということなのですけれども、これはほとんど不可能です。結局食のアレルギーというのはどういう状態で、誰になるかというのはまだ研究段階で詳しいことはわかってないのですが、どうやら乳幼児の時期に保湿、皮膚からの感染というのがどうやら原因があるらしいというのは、そこまでは今現在わかっている状態です。

今の対応の仕方はではどうかと言うと、アレルギー物質が体に入ったときにアナフィラキシーショックを起こして呼吸困難になったりするのですが、そのときにエピペンと言って太ももに刺すやつがあるんですね。それを刺して一時的なショックをとりあえずかわして、その間に救急病院に運んで2次ショックに対応するというのが今の医療の体制になっています。ですので、何が今言いたいかと言うと、この要綱基準は確かにそうなのですが、何が大事になっているかと言うと、出産したお母さん方が、そういうアレルギーに対する対応の仕方、もしくは発見したときにどういうふうにするのかというのを、その時点でチェックするというのがとても大事。保護者がしっかりとその情報を持っているということと、あと保育園との連携、うちの子供はこういうものに反応しますよということの情報交換というのがとても大事になってきますので、そこを十分に踏まえた上でのこの条例の運用ということをしていかないと、結局のところ、全て保育園で、認定子ども園でやってしまうということではないということを、皆さんの共有認識としてもっておく必要があるのかなというふうに思っておりましたので、そのところよろしくお願いします。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） 町としても、各保育園等に指導してまいりたいと思います。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

13番。

○13番（田島政義君） 教育長、今の話については学校はやっていますよね、その準備はしていると思うのですが、アレルギーの補助治療剤は。保育園はもう乳幼児のミルクから変えています。親が全部話していますから、アレルギーの子供にはアレルギー用のミルク、それは全部今市販されていて、それを全部保育園では保護者から聞いてミルクからずっと、ですからデータは保育所は全部持っています。それを学校のほうにもまた、そのまま情報提供されるから給食ではアレルギーの子供は、これはだめだとか、ソバがだめだとかというのは全部学校にも今連携になっていますから、その辺は聞けばすぐわかります。教育長から、ちょっとその辺、今の段階。

○議長（白石 洋君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 最近、特に食物アレルギーに関して、学校給食等で大変問題になっております。これは七戸の議会で本当は私が言うべきことではなくて、七戸町、東北町、中部上北給食センターから給食が提供されているわけですので、これまではアレルギーを持つ子の調査だけしてきました。ただ、これだけではやはり東京の調布市の事故の例もありますので、後でまた、中部上北広域事業組合のほうの議会でも話題にしたいとは思っていましたが、現段階で今進めているところを簡単にお話しします。

まず、子供たちに食物アレルギーがあるかないかというのを、今年度の就学時健診のときの案内にきちんと入れます。そして、「あり」と来た子供さんの保護者には、病院に行って学校生活管理指導表というのに、お医者さんから記入してもらって、それを提出する。それがまず1点です。その管理表をもとに、児童もそうですね、まず今の年長さんはそういう形でやります。それから、今の小学校1年生から中学校2年生までは学校のほうにお願いして、また同じような手順を踏んでいきます。それがまず子供、それから保護者にかかわることです。

それから、アナフィラキシーショックの件もありますので、今度は冬休みに先生方、悉皆でエピエンの使い方ということで、もう既に中部上北広域事業組合の救急救命士のほうにお願いして、段取りを進めているところです。このことはまた中部上北広域事業組合の議会でもお願いするところですが、両町でそういう形で進めているところです。

○議長（白石 洋君） 6番。

○6番（盛田恵津子君） 関連になりますけれども、この家庭的保育事業の件なんです、子ども・子育て支援法が変わりますけれども、昨年、異常者がベビーシッターの仕事をして子供を死なせたという事件がありましたですね。民間で子供を預かった場合、民間が乳幼児を預かった場合、町のほうとかそういうところでは指導はできないわけですね。

また、民間で保育ママさんが個人の契約で預かるとか、そういうことをした場合、町のほうではそれは把握はできるのでしょうか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

今現在、この家庭的保育事業に関しての当町による該当はございませんが、今後そういうことも踏まえて、この基準を条例制定いたしまして、町が無認可、そういうふうな事故のないような形でやっていくための基準制定でございます。

○議長（白石 洋君） 6番。

○6番（盛田恵津子君） そういたしますと、昔は保育預かりで個人がやっていましたけれども、今は現在はないということですが、これからもしそういうことがあった場合には、町のほうでも把握して基準を設けたり指導をしたりするということですね。わかりました。

○議長（白石 洋君） よろしいですね。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 子供の保育の事業、例えば今の家庭的保育事業での食事を提供できるとか、そういうふうなさまざまな問題があるわけですね。先ほど私は、議案第57号のところでも町の責任ということで言いましたが、これから子ども・子育て支援法が来年度から実施されるのですが、このことで今みたいな、町の行政がきちんと責任を果たさなければならない、こういうのは大変大事だと思うのですよね。だから、この実施に当たって町長から町の責任をどういうふうに考えているか、これを支援法によって事業者に丸投げしていいのかと、この辺についての町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（白石 洋君） 副町長、答弁。

○副町長（似鳥和彦君） 以前であれば、ある方が子供を預かるというのは結構あったわけでございます。その中で食事とかも、逆を言えば家庭的な食事が食べられると。この条例ができればやはり今まで国でやっていたのを今度は町が主体的にやるということになりますので、町の責任はかなり大きくなります。そういう意味で今後は小学校以下の幼児を町が責任を持って指導、それからこの場合は家庭的ですが、小規模事業でもあろうが、そういうところに指導していきたいと思っております。そして、七戸町の幼児が健全な体制を保って小学校に進めるように、町長は頑張るつもりでおりますので、よろしくお願いします。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第58号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第59号

○議長（白石 洋君） 日程第3 議案第59号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番（田嶋弘一君） 第14条の（4）のところに、支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額というふうにありますけれども、この条例は条例として、我が町はどういうふうな方向性に進もうとしているのですか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

今現在4施設、城南、城北、天間西小、天間東小学校と放課後保育をやっておりますが、町では今現在、保護者からの利用料は徴収しておりません。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） お言葉を返すようですけれども、今のところではということですので、将来的にはどういう意味かということまで聞きたいのだけれども、できれば今少子化でもあるし、若い世代に力をかけてあげたいと町長も言っていますので、できる限りこれは、町で支払うべき額を取っていなければ、ずっと継続していくという方向性をお持ちなのか、お伺いします、町長。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 当然これはこれからも無料でいくことになると思います。必要な保険料といったものは徴収しますが、保育に関しては無料でずっと継続していくということにしていく予定であります。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第60号

○議長（白石 洋君） 日程第4 議案第60号七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

3番。

○3番（附田俊仁君） 保育の必要性の認定基準ということなのですが、これが結局決まることによってどういう、例えば介護保険のように介護度1だったらこういうサービス、5だったらこういうサービスという形のための基準を決めているというのとらえ方でよろしいですか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

サービスに違いはございません。違いがあるとすれば、要するに利用する保護者の就労時間によって、8時間預けられるか、11時間預けられるかということになります。あとのサービスについては別に特段変わることはございません。

○議長（白石 洋君） 3番。

○3番（附田俊仁君） ということは、単純に預ける時間を決めるために、この基準を設けているという解釈でよろしいですか。

○議長（白石 洋君） 社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） はい、そうです。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第61号

○議長(白石 洋君) 日程第5 議案第61号七戸町児童センター設置条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番(佐々木寿夫君) 今、七戸町で児童センターというのを設置する条例が出されているのですが、これと現在の児童館との関係はどうなりますか。

○議長(白石 洋君) 社会生活課長。

○社会生活課長(田嶋史洋君) お答えいたします。

児童館というのは児童福祉法に基づいて設置しているものでございまして、利用的に言いますと、幼児から18歳以下が利用できると。開館についても今、城南児童館は9時45分から18時30分まで利用できるということになります。そして、児童センターはこれ今現在ないのですが、今建設中の仮称城北児童センターを設置することによって、新たな建物が建つわけですので、設置条例を制定するものでございます。

○議長(白石 洋君) 4番。

○4番(佐々木寿夫君) そうすると、この児童センターというのは現在やっている児童館の機能もあわせ持つわけですか。

○議長(白石 洋君) 社会生活課長。

○社会生活課長(田嶋史洋君) それは違いまして、児童が学校が終わってから利用するというので、児童センターと児童館は別物でございます。

○議長(白石 洋君) ほかに、ありませんか。

4番。

○4番(佐々木寿夫君) この児童センターをつくるというのはいいのですが、今城北に児童センターつくるというのですが、例えば児童センターが必要なのは別に城北だけでなく、こちらの旧天間林村の地域も、旧七戸町の場合でも城南あたりがあるのですが、この辺の整備はどういうふうに考えていますか。

○議長(白石 洋君) 社会生活課長。

○社会生活課長(田嶋史洋君) お答えいたします。

今年度は城北児童センターを建設、来年度は天間西小に児童センターを建設する予定でございます。そして、3年目は城南児童館が老朽化してますので、城南のほうに児童セン

ターを建設すると。そして、最後に天間東小を建設する予定ではございますが、中学校の統合もございますので、小学校についても今後どうなるかわからないということで、3年目の城南に建設のときに天間東小については検討してまいりたい。今現在ではつくる予定でございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号七戸町児童センター設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第62号

○議長（白石 洋君） 日程第6 議案第62号七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） この文言を見ると、700万円が2,000万円に引き上げられていますね。これは一体どうしてそうなったかお伺いします。

○議長（白石 洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤 司君） 4番の佐々木議員にお答えいたします。

七戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条と整合させるために、金額を変えたものであります。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第63号

○議長（白石 洋君） 日程第7 議案第63号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

1 番。

○1 番（听 清悦君） 経費について応分の負担をするということになってはいますが、これはどの程度の経費を見込んでいるのかを伺います。

○議長（白石 洋君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

現在、事務局が十和田市になるのですが、そちらのほうで経費の計算をしているところでございます。現在ははっきりとした額ではございませんが、大体35.6万程度になろうかということで聞いております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

1 番。

○1 番（听 清悦君） 定住自立圏の件で一般質問でも取り上げて、また要望もしましたが、例えば、協定書の別表第1（3）②生涯学習情報の提供というところでも、私が十和田市の駒らん情報めーるに登録しているので、十和田市のこういったいろいろな講習会等の情報がメールに入ってくるのですけれども、町で単独でそういった一斉メール送信をやるとなれば、180万円とかそういった金額がかかるということだったので、この定住自立圏の中で十和田市が既にやっている駒らん情報めーるに便乗して、七戸町のそういった情報も提供できるようにしてはどうかという質問をしましたけれども、それについては、今どのような検討が進められているのかを伺います。

○議長（白石 洋君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

一斉メールに関しては、現在のところまだできるようにはなっておりません。ただ、今年度町のホームページのほうを全面的に更新しまして、その中にいろいろな機能を加えま

してやることにしております。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

2 番。

○2 番（岡村茂雄君） ここに甲が設置する消費生活センターとありますけれども、甲が設置するということは何か新たに設備をつくるとか、そういう内容でしょうか。

○議長（白石 洋君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

このセンターは十和田市と三沢市に2カ所設置することとしております。場所としましては十和田市役所内、三沢市役所内ということでございます。

以上です。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

9 番。

○9 番（三上正二君） 甲というのは十和田市と三沢市で、乙というのは七戸をいうのですけれども、協定書の別表第1（5）の産業振興のところで広域観光の推進とあるのですけれども、この中に甲の役割として云々あって、東北新幹線七戸十和田駅及び周辺施設を活用しつつ云々とあるのですけれども、乙の場合でも観光資源の魅力を生かしたとか同じものがあるのですけれども、ところで、駅のところにある観光交流センター、こういう形でやるのだったら、あれというのはこの形の中では十和田市が割と多いのだけれども、十和田市からそれ相当

の応分とか、そういう形の負担金はもらっていないわけだね。けれども駅周辺、駅を利用する形になったら、その辺のところはあってもいいと思うのですけれども、その辺はどんなものでしょうか、直接これとは関係ないけれども、だってどうしてもこの観光になれば七戸十和田駅を利用した形の観光とかになると思うのだけれども、新幹線の駅が決まるときに、十和田市がそれ相当の応分を負担してもらうように要望するべきだと、そういう話も一時あったのですよね。けれども結果的に、確かにそれだけの固定資産税とかそういうのは入ってくると、でも、かなりのあそこを利用した実績があると思うのです。だからそれなりの形のものはできないものか、どう考えているのでしょうか。

○議長（白石 洋君） 議員の皆さんにお願いをしておきますけれども、できるだけ担当課の課長さんに答弁をお願いして、そして、どうしてもこれは町長の答弁でなければだめだということであれば、議長の判断でさせていただきたいと思うのですが、いかがでございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

新幹線の開業のときからのずっと継続のこととありますので、当時企画調整課長は別の

部署でしたので、というのは、当初は十和田市の例えば、いわゆる名前云々がらみで出してもいいよというようなお話も実はありましたけれども、実はいわゆる市町村の間でのそういった負担を求めるというのは、これはできないということがわかりました。それで、そのかわり青森県でも駅の圏域の市町村の住民、いわゆる県民が利用するという事で、県もそれ相応の補助を出すと。もちろん国の補助もあれに入っております。国の補助の建前はいわゆる圏域の利用者の。あるいはまた国民の利用の利便性を図るという意味で入っております、そういう面で、あの整備については町の事業だけれども、国・県の補助をもらって、圏域の皆さんが利用するという事でつくったということでもあります。

したがって、今その負担を求める云々というのは、それはできないということですので、御理解をいただきたい。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） そこら辺はわかりました。ただ、これからこういう生活基盤の強化を図るという話になってきても、当初予定よりも非常に駅の利用者が多くなってきているわけです。だけれども、それによって当然としてこの拠点になるのはこれからすれば、市だから三沢市と十和田市が甲という立場になって、七戸町が乙という立場になっているのだけれども、そうなってくれば、駅を利用しているという形が観光になれば特に強くなってくると思うのです。でもそのときに、三沢市より特に十和田市の場合はその恩恵をこうむるのは十和田市のほうが多いと思うのです。そうすれば、今の観光交流センターは別としてみても、そういう何らかの形というものは、これから話題にすることすらできないものではないでしょうか。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おっしゃることは当然わかります。ただし、定住自立圏というのは、まず基本的には十和田市、三沢市、これが都市機能を持っているよと。その中で、今これからやる消費センターなるものも実はそれが一つであります。それで、周辺はそれぞれまた持っている自然であるとか、あるいはまた歴史、観光、この場合は新幹線の駅は七戸十和田駅しかありませんので、七戸町は七戸町なりの、いわゆるそういう特徴を出して、それはそれで提供すると。だからお互いに持ちつ持たれつと。ただし、大きくはやはり十和田市、三沢市、これが中心地の宣言をして、そこを主体的に使うと。

そういったものが整備されていとなれば都市部がやっぱり充実しているということですから、我が方の住民も結構別な面での利用というのはあるだろうと思います。それぞれ持っている特徴的なものをお互いに出して、そして一極集中を避けて、いわゆるいくらでもその定住をお互いに連携して促進をさせようというのが、このねらいでありますので、その辺で出すべきは出すと、そのかわり利用すべきはするということになると思います。

○議長（白石 洋君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第49号

○議長(白石 洋君) 日程第8 議案第49号平成26年度七戸町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により歳入から行います。9ページから11ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 次に、歳入に入ります。12ページ、1款1項1目議会費から16ページ、3款1項11目臨時福祉給付金事業費まで、発言を許します。

9番。

○9番(三上正二君) 13ページの12目防災諸費に、これは14ページにわたりますが、いろいろな形で防災無線とかそういうふうになっているのですけれども、そこでちょっと関連みたいな感じになるのですけれども、今、青森2区の地元である代議士が防衛大臣にもなったので、町長、どうですか、これからはいろいろな形でこの関係で陳情とかをお願いすることもあるし、今までもお世話になってきているので、議員も町を挙げてというのはおかしいのだけれども、町長を筆頭にして議会も行って、1回表敬訪問でもするべきだと思うのだけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長(白石 洋君) 町長、答弁。

○町長(小又 勉君) 実は就任早々祝電は恐らく、いの一番で打ちました。防災無線はもちろんでありますけれども、かなりうちのほうは圏域からちょっと外れているのだけれども、うまく補助にらせていただきました。そのほかに道路とか七彩館なんかも実はいろいろお世話になった経緯があります。議長、副議長さんと協議をして、その辺市ヶ谷の大臣室に行くのもいいかもしれませんが、地元で祝賀会をやるにしてもなかなか時間が取れないということも伺っておりまして、その辺はよく相談をして、どうするのか検討をしたいと思います。

○議長(白石 洋君) ほかにありませんか。

4 番。

○4 番（佐々木寿夫君） 13 ページ、企画費にかかわって13 番の委託料、それから負担金補助及び交付金のところでお伺いいたします。

まず、しちのへ未来のまちづくりプラン策定業務委託料というのが補正で組まれているのですが、未来のまちづくりということになると、これは長期総合計画が来年新しくなるはずだと思うのですが、それにかかわっているのかどうか、これがよくわからないということです。

それから、七戸町定住促進新築住宅建設費補助金というのを補正で230 万円取ったのですが、これは多分ふえたからこうなっているわけで、定住促進新築住宅建設費補助金は大体どの程度使われて、これはまず七戸町の定住の人口がふえているかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、集落経営再生・活性化事業補助金というのか、また150 万円ほど補正で組まれているのですが、これについても教えてください。

○議長（白石 洋君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

しちのへ未来のまちづくりプラン策定業務委託料でございますが、当町の重要課題となっております人口減少、少子高齢化、これらのデータを分析しまして、そして考察などを行い、いろいろな課題への対応を図ることで、将来的な人口の減少、それと人口の流出を最小限に抑えと、そして町全体の活気を創出していくという取り組みを策定したいと、このように考えております。

それから、2 点目の七戸町定住促進新築住宅建設費補助金でございますが、今年度当初予算で120 万円予算化しておりましたが、既に今年度3 件の申請がございまして、予算が不足したことから補正するものでございます。なお、この補助金は昨年度から始まりましたが、昨年度は4 件、11 名、今年度は3 件で7 名、以上の転入者がございます。

それから、3 点目の集落経営再生・活性化事業補助金でございますが、これは県の事業に乗った事業なのですが、人口減少、高齢化が進む集落、その集落等において深刻化するさまざまな課題や問題を解決して、地域活性化に取り組んでいくということで、青森県が募集したわけですが、そこに当町から白石地区を申請しました。そうしましたら、選考をされまして、県内で6 カ所選考されております。

現在、県、それから弘前大学が現地に入りまして、地区の住民からアンケート調査を行っております。今後はそのアンケート調査をもとに、その地区での課題等を洗い出して、どういう方向で進んでいけばいいのかというふうなことを計画し、そして2 カ年事業なのですが、それに伴う事業等を考えていくということになっております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 4 番。

○4 番（佐々木寿夫君） まず、しちのへ未来のまちづくりプランは毎年の長期総合計画

というよりも人口対策について、人口減少に対して取り組むということで、これを行っているように伺いましたが、やっぱり人口対策に対して減少、あるいはそれに対する人口をふやすための対策というのは大変大事なわけですが、このまちづくりプランの策定に取り組むというのは大変大事なことなのですが、これはどこに業務委託するのか、どういう方法で業務委託をするのか、その辺伺います。

○議長（白石 洋君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

どこに委託するかということでございますが、この事業の一番重要な部分が、やはり人口減少にかかわるデータの分析とか目標数値の設定が非常に重要となりますので、この人口問題に精通している業者のほうに、これはプロポーザルによる方式で選定したいと考えております。

そこで、計画はまず業者のほうである程度形はつくるのですが、これをたたき台として、大体今考えておりますのは10名前後、12、3名になるかもしれませんが、町民からなる委員会を立ち上げて、その計画をもとに話し合いをしていただいて、具体的な取り組みを策定していくということにしております。

なお、その町民からなる委員会ですが、これには若い女性、または子育て世代の女性、この方々を多くメンバーとして入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 人口減少に対する対策をやって、その目標値を定め、さらに実行するために町民で委員会みたいなものをつくってやっていくということはわかっているのですが、わかりました。この委託料などというのは、これは国からの助成とか、国からの報告とか、県からの指導というのはあるのですか。

○議長（白石 洋君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

現在これは一般財源で対応しておりますが、県のほうへ補助申請をしております。まだ結果は来ておりませんが、県の補助が何とかかなりそうだとということでございます。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 日本創成会議・人口減少問題検討分科会で30年後の人口推計を出しましたが、あれでは七戸町がぐんと減るよということがありました。肝心のそこへ原因は何なのかということで問い合わせをしたら、非常に複雑な計算だということで公表はしていないと。しからば、その分析に精通した業者がいるということで、今回この事業をやって、その原因をまず、もともになったデータ、その辺を分析をして、しかるべき対応をとっていくとそういう事業でありますので、非常に大事だというふうに思っています。

○議長（白石 洋君） 佐々木寿夫君の質問は既に3回になりましたが、会議規則の第5

5条のただし書きの規定によりまして、特に発言を許します。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） ありがとうございます。

集落経営再生・活性化事業で白石地区を大学で調べているというのですが、これは今調べた後に実際の事業化はどういうふうにするつもりですか。

○議長（白石 洋君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

現在アンケート調査等を地域の住民に行っておりまして、その結果をもとに地区の住民と話し合いをもちまして、その地区で何がやりたいか、どういうことをやりたいか、それらを取りまとめいたします。その中から、その地区に必要な事業等を実施していくということになります。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

1番。

○1番（听 清悦君） 佐々木議員の質問に関連しますけれども、先ほどの町長の答弁を聞いていて納得した点もあるのと、私が一般質問で提案したのは、そういった分析を行うので最も重要なデータになるというのは、やはり社会動態の中でも町外に出て行く人の理由を把握することが多分一番だろうと思っていて、それは町民課の窓口でアンケートなど協力を求めて、データをとってはどうかという提案をしましたけれども、それについてはどのようになっているのかを伺います。

○議長（白石 洋君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

人口減少の大きな問題ということで、人口流出ということが当然考えられます。その中におきまして、当町から転出していく人たちの理由ですね、これについてはこれから決定する委託業者と相談しながら考えていきたいと思っております。ただ、プライバシー等の問題もあると思っておりますので、その辺のことも考慮しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） ないようでございますので、次に、16ページ、3款2項1目児童福祉総務費から20ページ、7款1項7目観光交流センター管理費まで発言を許します。

9番。

○9番（三上正二君） 19ページの9目農産物加工研修等施設費のところ、きのうも話したのだけでも、ここで加工をやっているのはいいのだけでも、ここで菌の検査等はしているのですか。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

現在はしておりません

○議長（白石 洋君） 9 番。

○9 番（三上正二君） 先般も話しましたが、生ものの場合は表示も要らないし何も要らないのです。でも加工したものについては、それが義務づけられているはずではなかったのですか。やらなければ、食中毒が起きないからいいという問題でなくて、例えば大腸菌でも O157 でもいいのだけれども、入っていることすらわからないわけでしょう。もし、そういうふうになったら、最悪の場合には、その会そのものもだめになるだろうし、あのセンターも使えなくなるし、販売した道の駅も被害をこうむるし、行政もやられるのだよ。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 答弁いたします。

実は、町の施設ですから当然そういった責任の一端は出てくると思いますが、当初加工施設として保健所の検査は通っていると。ですから、つくるとはいいと。ただ、曖昧な部分というのはあります。今おっしゃったように、例えば食中毒、菌の検査をしているかという、してないと。では、それにかかわって何かで中毒が起きた場合は管理責任体制が問われることになると思います。ですから、この辺をもう少し整理をして、最低限のそういう対応はとるようにしていかなければならないと思っています。

先般の決算審査特別委員会のときでも話がありましたが、いろいろ担当課を交えて協議をしまして、早急にしかるべき対応をとらなければならないというふうな結論で、今、それに向けて動いているというところです。

○議長（白石 洋君） 9 番。

○9 番（三上正二君） というのは、一つ頼むと言えど何万円とかかるわけですよ、1 件につき。だから、うちの会社でもいいから、まず菌検査を毎日するようにすればいいのだけれども、やっぱりそういうたぐいのものはああいふところには必要なんです。それは何十万円かせいぜい 100 万円も出せば道具一式を準備できて使えると思う、それでもやっぱり実費でかかる分は、使ったものをもう 1 回使い回しはできないから、それでも何千円かはかかるのだよ。だけれどもこれを今早急にやるといったって、これをやるとすれば売るよりか先に。だからそういう意味では、逆に早急にやらなければならないとするならば、そういう簡易的な緊急的にできるものもあるから、逆にそういうものをあそこに設置してやらなければ。極端に言えば、道の駅に出すのは菌検査も何もなくても出せるわけ。ところが、私たちが商売上にやっている場合は、出して一つでも悪いものがあれば、全部それを提示しなければならないのです。何かあったときは大変ですから、少なくとも今それをすぐに菌検査へ回せということではなくて、逆にそれは町の行政として加工センターに設置して、そういうのをやれば簡易的にできるから、それでないと使う人が維持できないと

思う、その辺はどうでしょうか。

要望で終わります。

○議長（白石 洋君） よろしいですね。

7 番。

○7 番（田嶋弘一君） 18 ページ、6 款 1 項 6 目 1 5 節のところの体験ハウスビニール張りかえということなのですけれども、それと 20 ページの 7 款 1 項 3 目 1 5 節町営スキ場リフトのところ 2 点お伺いします。

体験ビニールハウスは張りかえしないと大変だということで張りかえするのですけれども、大体これ 1 回やると耐用年数がどれぐらいかかるのでしょうか。それからリフトの件だけでも、毎年修理しているように見えるのですけれども、これは小分けにして修理しているのか、町営スキ場であれば、委託料を含めて考えると 800 万円ぐらいになるかと思うのだけれども、その中で収入を差し引いた場合に、経営的な内容のデータをお聞きます。

それから、バラ園に関してはハウスのビニールの耐用年数と、私が調べた中では農林課と観光課と二とおりに分かれているのですけれども、あの地域はほとんど観光地ということで、私から見れば農業振興といいながら、観光費に大体トータル的に 9,000 万円、町の予算の 1 % ぐらい投資しているのですけれども、果たしてその波及効果のデータをどのようにつくっているのか、この 3 点お聞きします。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

平成 24 年度からビニールの張りかえを行っておりまして、平成 24 年度は 5 号棟、平成 25 年度は 6 号棟、今年度は 4 号棟ということで、年次計画で予定しております。まだ 3 号棟が残っておりますので、予定ですと来年は 3 号棟を実施したいというふうに考えております。

それから、耐用年数でございますが、おおむね 15 年程度というふうに考えております。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） スキー場関連のことについてお答えします。

恐らくスキー場の指定管理にかかわる経費の関係ということだと思いますけれども、まず、指定管理の委託料のほうは 470 万円ほどございます。それで、昨年度のスキー場の収入は指定管理料を含まずに約 820 万円、それからヒュッテのほうは約 240 万円ございます。経費につきましてもほとんどその分の経費がまず出ています。今言ったように今度修繕とか工事というものが当然そのほかにかかってきますけれども、そちらのほうは昨年のペアリフト、25 年度が 400 万円ほど、それからことしが今回 300 万円余りという部分は、別途経費として出ていくということにはなっています。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

7 番。

○7 番（田嶋弘一君） 私、先ほどトータルで約予算の 1 %ということでお話ししたのだけれども、これだけの、私の計算したところでいくと、家族旅行村、スキー場の収入が約 1,000 万円で、経費が大体 2,500 万円と、これぐらいだったらこれから観光都市としてはいいのかなと、波及効果も含め地域に収入があればいいかなと思うのですけれども、このバラ園を生かすのにこれだけ投資していて、例えば石けんでも何でも私もまだ使ったことないのですけれども、もう少しアピールの仕方が、またバラも我が町で何らかの形でバラを送る日とか、そういう何かをきめない限りは絶対地元では波及しないと思うのですよね。ただ、これ農業振興といって、農業が全然振興していないと。いわば私はこれは観光のほうというふうに見るのですけれども、それを差し引くと農業振興費のほうで、観光費よりも少な過ぎるように、第 1 次産業といいながら農業振興費が足りないように逆に思うのですけれども、その辺町長、これからどういう方向で考えているか答弁お願いします。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず、ローズカントリーですけれども、事業化して 15、6 年になってきておりまして、ビニールは当然もう劣化してほとんど使えないと、まだ補助事業の網は厳然としてかかっております。ですから、張りかえはしなければならないということで、今これで 3 棟目になります。徐々に株の更新もやりました。水耕栽培の導入もやりました。結構、今切る本数が多くなってきているということで、かなり担当者も努力していますし担当課も努力しています。いい方向に向かうべく頑張っているという最中であります。

実は、もっと PR が必要でないかということで、実は山田桂一郎さんからそういった御指摘もいただきました。石けんなんかもせっかくつくっているのに何人利用しているということもありました。それからバラの友の会の会員の増強ということで、町内でふやさなければならないと、これが基本になるわけですけれども、これも徐々にふえていますけれども、もう 1 回この石けんもあわせてやらなければならないというふうに思っておりまして、御指摘のとおりいま一度努力が必要であろうというふうに思っております。当然農業関連の予算との対比ということでありまして、私も農業関連予算が少ないというふうに思っておりまして、今非常に農業が厳しい方向に向かいつつあると、ここは一つの正念場だと思っておりまして、いろいろ一般質問でもいただきました、思い切った対応ということで進めなければならないと思っています。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

3 番。

○3 番（附田俊仁君） 19 ページ、6 款 1 項 9 目の農産物加工研修等施設費なのですが、報償費で 6 万円追加補正になっているのですが、決算の委員会の中でも申し上げたとおり、ここの施設に関して、条例があるのですか規則で運営しているのですか、その中に

設置の趣旨というものがあると思うのですが、それは加工と開発行為を行うという趣旨だと思うのですよ。ここの指導員の方に、どこまで求めるのかというところだと思うのですよね。加工方法を勉強したいのであれば、当然のごとくそれ相応の方を連れてきてやるのだろうし、この方が加工の施設そのものを使って作業をすとかという話になると、また全く別な目的以外の使い方ということになるのですね。食品衛生法、P L 法、食品表示法、世の中に商品を出そうとするとこういう法律ががんとのっかってきます、お金を取ろうとすると。なので、この施設で例えばそういう商品開発行為は全然趣旨にのっとっているのはいいのですが、加工をして、ここで加工をしたものが販売目的でつくられているということに関連して、もしこの指導員の方の報酬が足りないというのであれば、これは全くもって本末転倒なお話になるのですが、どう解釈すればよろしいでしょうか。

○議長（白石 洋君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部昇君） お答えいたします。

先般の決算審査特別委員会でもお話しましたが、この加工センターの指導員は基本的には建物の開け閉め、中の清掃、利用者の日誌等の作成業務、一般的な管理業務というふうになります。ですから、本来でいう機械等の指導とか、それは長くいけば当然ボイラーとかそういう機械の使い方は覚えますので、当然わからない方があれば指導すると。基本的にはそういう指導する立場の指導員ではないということになろうかと思います。

いずれにしても、現在の加工センターの運営が食品衛生法上、まさしくきちんとそれにのっとった運営の仕方かと言え、甚だ疑問を感じるころはございますが、そういった意味で、これまで十何年間運営してきたということもございますので、そういったことも今後を含めて直すところは直しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（白石 洋君） 3 番。簡明にお願いいたします。

○3 番（附田俊仁君） コンプライアンスというものは我々が常に意識してやっていかなければいけないもので、そこを役場の施設そのものが違法行為になるのであろうことを手助けするようなことがあつては当然ならないわけです。ですので、そのところはもう 1 回本旨に戻って、その運営というものをしていただきたいと思うのですが、その見解を町長お願いします。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 先ほど、三上議員の御質問にもお答えしたとおり、非常にあいまいな部分というのは確かにあります。それから、決算審査特別委員会のときも実は申し上げましたが、かなりの加工の量がありまして、それによって特産化しつつあるものもあると。ですから、余り水は差したくないのだけれども、基本は基本ですので、今検討して、いい方向での対応をとるようにしたいと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、20ページ、8款1項1目土木総務費から、22ページ、9款1項3目消防施設費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、22ページ、10款1項2目事務局費から25ページ、13款2項13目核燃料物質等取扱税交付金事業基金まで発言を許します。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 簡単明瞭に言います。

23ページ、10款5項2目中央公民館費、成人式記念品52万2,000円が減額されて、24ページでは、今度は7目生涯学習振興費のところで、成人式記念品66万2,000円となっているのですが、この関係はいかがですか。

○議長（白石 洋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中野昭弘君） お答えいたします。

まず、予算の移動の件ですが、昨年まで中央公民館が主担となりまして成人式を行っておりました。今年度教育委員会のほうで機構改革がございまして、その関係で人員の変動もございました関係で、生涯学習課が主担で成人式を行うこととしました。

それで、額の変更ですが、当初把握していた対象人数と先日改めて把握しました人数に多少誤差がございましたので、その分の追加ということでございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第49号平成26年度七戸町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、5分間休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に入る前に7番議員の質問に対しての答弁がありますので、社会生活課長に答弁をい

たさせます。

社会生活課長。

○社会生活課長（田嶋史洋君） 議案第58号の第16条（4）乳幼児のアレルギーに対しての各保育園の対応ということで、聞き取り調査いたしました。それによりますと、厚生労働省が平成23年3月に作成しました保育所におけるアレルギー対応ガイドラインというものがあまして、それに基づいて入所時にアレルギー反応状況アンケートというものを保護者から出していただきます。それでアレルギー反応があるという乳幼児に対しては、病院から指示書をいただきます。そして半年に1回見直ししております。

以上でございます。

○日程第9 議案第50号

○議長（白石 洋君） 日程第9 議案第50号平成26年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第50号平成26年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第51号

○議長（白石 洋君） 日程第10 議案第51号平成26年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号平成26年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第52号

○議長（白石 洋君） 日程第11 議案第52号平成26年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号平成26年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第53号

○議長（白石 洋君） 日程第12 議案第53号平成26年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５３号平成２６年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第１３ 議案第５４号

○議長（白石 洋君） 日程第１３ 議案第５４号平成２６年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５４号平成２６年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第１４ 議案第５５号

○議長（白石 洋君） 日程第１４ 議案第５５号平成２６年度七戸町水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号平成26年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第56号

○議長(白石 洋君) 日程第15 議案第56号平成25年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月1日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が、議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(田嶋弘一君) 決算審査の報告をいたします。

9月1日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました。

議案第56号平成25年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、9日、10日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、委員長の報告といたします。

○議長(白石 洋君) これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号平成25年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第16 報告第23号

○議長（白石 洋君） 日程第16 報告第23号平成25年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第23号平成25年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○日程第17 陳情第4号及び日程第18 発議第2号

○議長（白石 洋君） 日程第17 陳情第4号軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情及び日程第18 発議第2号軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情等文書表のとおりであります。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本件2件について採決します。

陳情第4号は採択とし、発議第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第4号軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は採択とし、発議第2号軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○追加日程第1 議案第64号及び追加日程第2 議案第65号

○議長（白石 洋君） 次に、追加案件に入ります。

議案第64号及び議案第65号の追加提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 追加提案をお願いするに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいます、まことにありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、議案の追加が2件ございますので、提案させていただきます。

議案第64号町道の廃止について、議案第65号町道の認定について、以上2議案につきましては、メガソーラー建設予定地内にある、町道の廃止及び終点の変更等により、町道の認定も伴うことから、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案させていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（白石 洋君） これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第64号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第64号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第65号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（白石 洋君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第3回七戸町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午前11時42分

以上の会議録は、事務局長八幡博光の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成26年9月11日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員